

# 山梨県地域福祉支援計画

【素案】

平成27年 月

山梨県

## 目 次

<b>第1章 計画の趣旨</b>	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の目的と役割	1
3 計画の期間	4
<b>第2章 本県福祉をとりまく状況</b>	5
1 高齢者の状況	5
2 障害者の状況	7
3 子ども・子育ての状況	9
4 地域のつながりの希薄化	11
<b>第3章 目標及び施策の展開</b>	12
1 計画の目標	12
2 施策の展開	12
<b>第4章 施策の方向</b>	15
<b>第1 共に助け合う仕組みづくり</b>	15
1 福祉の心の醸成	15
2 地域で支え合うネットワークづくりの推進	16
3 地域福祉の担い手の育成・強化	22
4 コミュニティソーシャルワーカーの養成支援	24
5 ボランティア、N P Oの育成・活動支援	26
<b>第2 福祉を担う人づくり</b>	28
1 福祉人材の確保	28
2 福祉人材の資質向上	30
3 福祉人材の定着	30
<b>第3 福祉サービスの基盤づくり</b>	32
1 利用者本位の福祉サービスの推進	32
2 相談体制の充実、情報提供体制の整備	34
3 福祉サービス提供のための基盤整備	36
4 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	37

第5章 推進体制	39
第6章 目標値一覧	41
第7章 参考資料	42
1 社会福祉法（抄）	42
2 市町村地域福祉計画策定のガイドライン（抜粋）	43
3 計画策定経過	48
4 計画策定体制	49
5 山梨県社会福祉審議会委員名簿	50

## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画改定の趣旨

山梨県では、平成17年2月に「山梨県福祉基本計画」（計画期間：平成17年度から平成26年度）を策定し、本県を取りまくさまざまな状況の変化に的確に対応しながら、地域で支え合い、安心して心豊かに暮らせる社会づくりをしていくため、本県地域福祉の基本的な考え方や今後の方向性を示しました。

しかし、少子高齢化の急速な進展や家族形態の変化、地域における人々のつながりの希薄化など福祉をとりまく環境の変化や、東日本大震災を教訓とした災害時要援護者支援の必要性の増大など、福祉ニーズは多様化、複雑化しています。

こうした地域社会の現状を踏まえ、新たな課題に対応し、互いに助け合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域社会を推進するため、地域福祉支援計画を策定するものです。

### 2 計画の目的と役割

この計画は、地域福祉の推進について、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するために策定する「都道府県地域福祉支援計画」であり、同条において「盛り込むべき事項」が示されております。

#### 「盛り込むべき事項」

- ① 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- ② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質向上に関する事項
- ③ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

## 社会福祉法第108条

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

なお、この計画は福祉、保健・医療等に係る計画の施策・事業の効果的な推進を図るための地域における仕組みづくり、県全体の環境づくりを担うものであります。

### 関連する福祉、保健医療等に係る計画

- ・健康長寿やまなしプラン（平成27～29年度）
- ・やまなし子ども・子育て支援プラン（平成27～31年度）
- ・やまなし障害者プラン2015（平成27～29年度）
- ・山梨県地域保健医療計画（平成25～29年度）
- ・健やか山梨21（第2次）（平成25～34年度）
- ・『県民ボランティア運動』推進のための指針（平成11年度～）

## 山梨県地域福祉支援計画の策定根拠と役割

### 【計画策定の根拠】

社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画

盛り込まれるべき事項

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

### 福祉、保健医療に係る計画

#### 【健康長寿やまなしプラン】

(H27～H29)

#### 【やまなし子ども・子育て支援プラン】

(H27～H31)

#### 【やまなし障害者プラン2015】

(H27～H29)

#### 【山梨県地域保健医療計画】

(H25～H29)

#### 【健やか山梨21】

(H25～H34)

#### 【『県民ボランティア運動』推進のための指針】

(H11～)

### 【山梨県地域福祉支援計画】

○県内市町村の地域福祉を支援するための基本の方針

○地域福祉を視点とした計画

○市町村地域福祉計画策定におけるガイドライン

調整

連携

支援

### 【地域福祉計画(市町村)】

○地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

○地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

### 3 計画の期間

計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

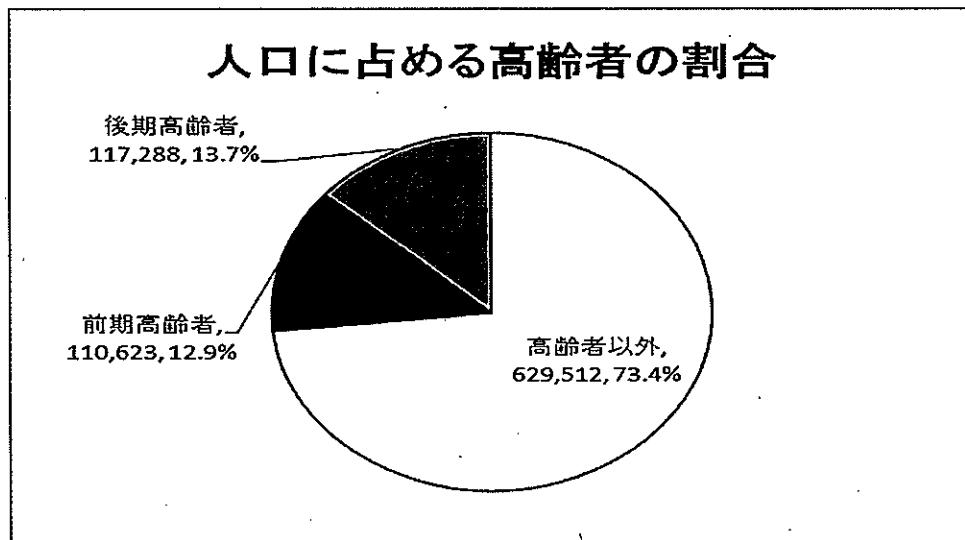
なお、計画期間中であっても社会福祉制度の動向や地域福祉に係る環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

## 第2章 本県福祉をとりまく状況

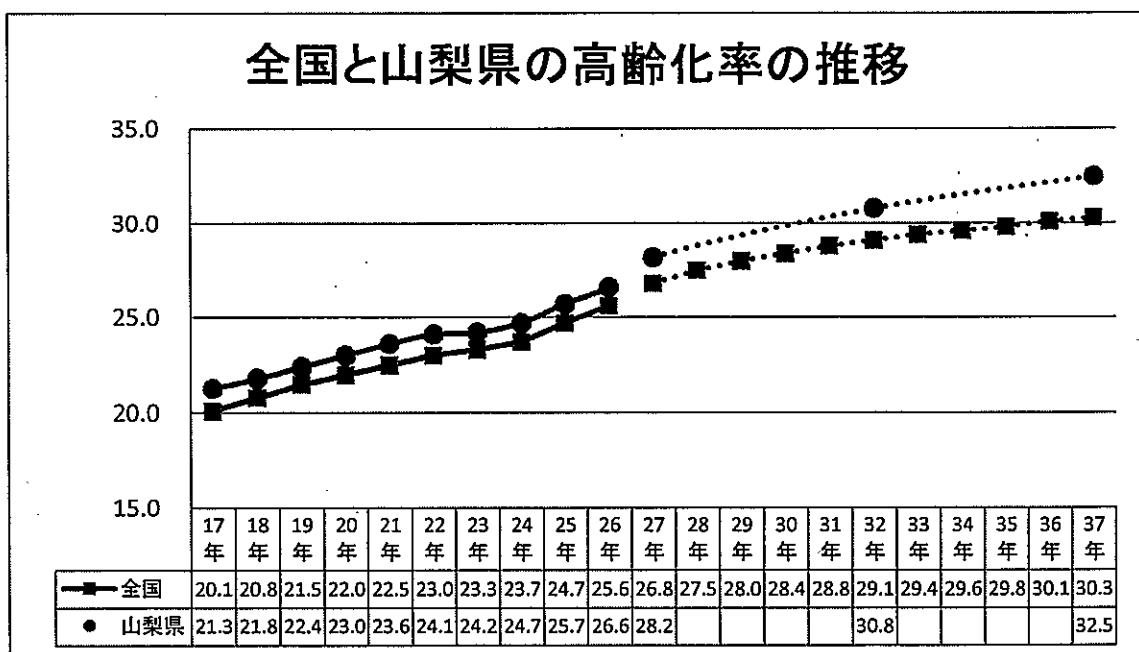
### 1 高齢者の状況

#### (1) 高齢者人口・高齢化率

平成 26 年 4 月 1 日現在、本県における 65 歳以上の高齢者人口は 227,911 人であり、高齢化率は 26.6%となっています。本県の高齢化率は、国の高齢化率 25.6% と比べて 1.0 ポイント高く、本県は全国を上回るペースで高齢化が進むと予測されます。



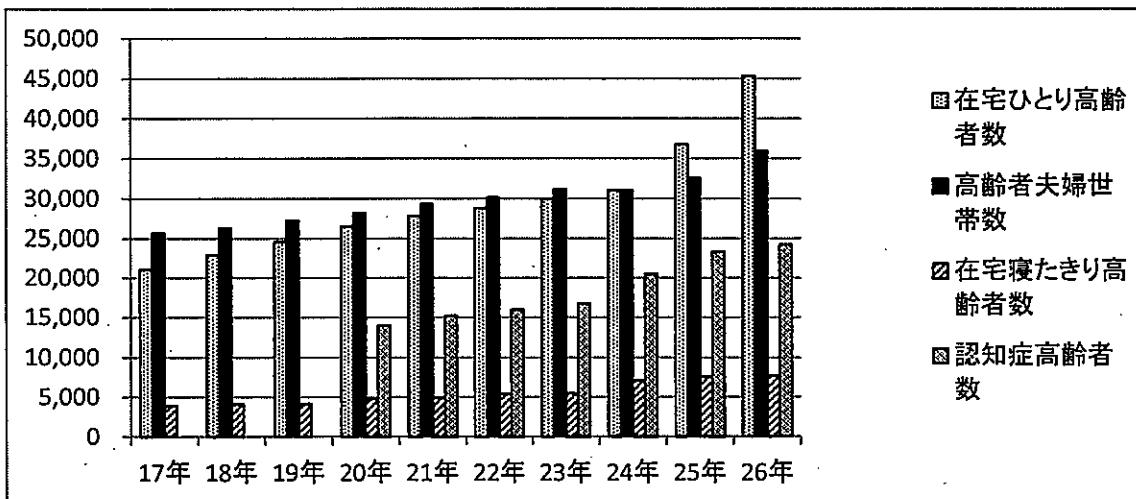
出典：平成 26 年度高齢者福祉基礎調査（平成 26 年 9 月 山梨県）



出典：平成 26 年度高齢者福祉基礎調査（平成 26 年 9 月 山梨県）

## (2) 在宅ひとり暮らし高齢者等

高齢化の進行、世帯構成の変化に伴い、在宅ひとり暮らしの高齢者も年々増加し、平成 26 年 4 月 1 日現在、45,337 人となっています。また、高齢者夫婦世帯（夫婦とも 65 歳以上の夫婦のみの世帯）、在宅寝たきり高齢者数、認知症高齢者数も増加傾向にあります。

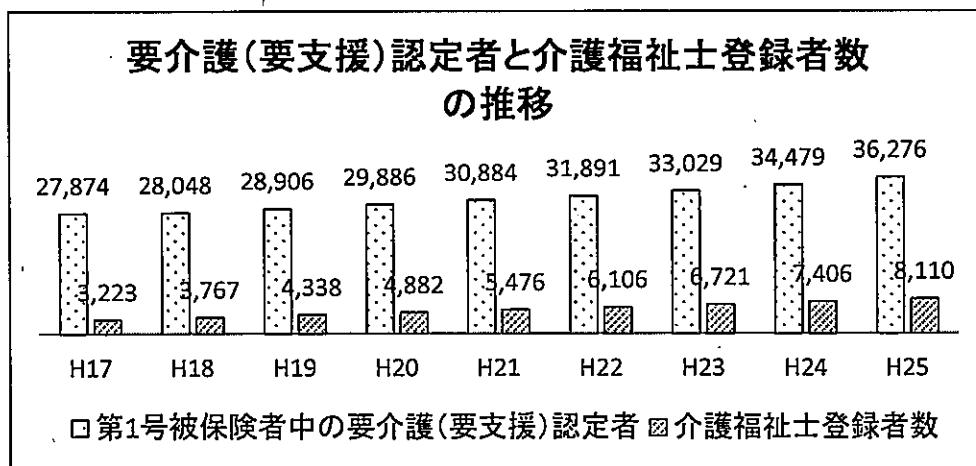


出典：平成 26 年度高齢者福祉基礎調査（平成 26 年 9 月 山梨県）

## (3) 要介護（要支援）者と介護福祉士の登録状況

本県の介護保険の第 1 号被保険者（65 歳以上の被保険者）のうち、要介護又は要支援と認定された人は、平成 25 年度には 36,276 人であり、年々増加しています。

一方、専門的知識や技術をもって介護を行う介護福祉士登録者数は、平成 26 年 3 月において 8,110 人となっています。



出典：平成 25 年度介護保険事業状況（速報）（平成 26 年 9 月 山梨県）

出所：公益財団法人社会福祉振興・試験センター「介護福祉士等の都道府県別登録者数」

## 2 障害者の状況

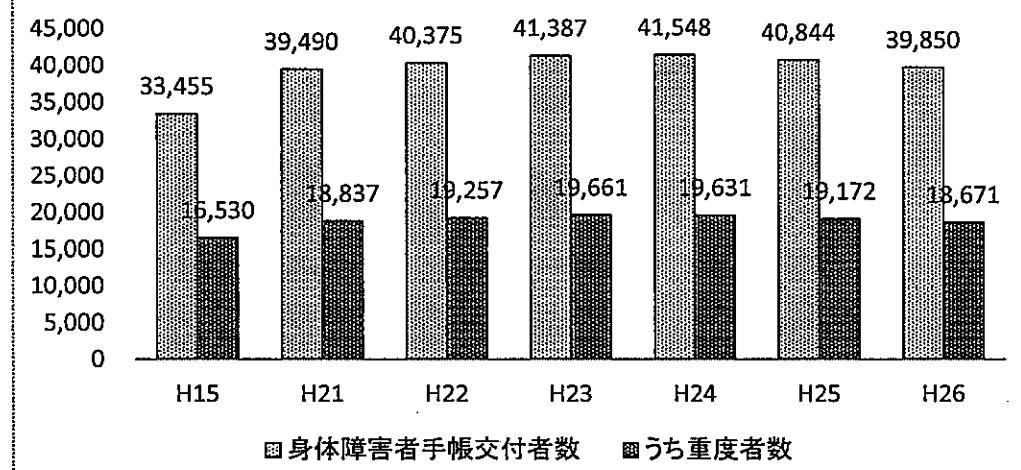
### (1) 障害者手帳の交付の状況

平成 26 年 4 月現在、身体障害者手帳の交付者数は 39,850 人で、平成 15 年と比べ 19.1% 増加しています。

また、療育手帳の交付者数は 5,777 人で、平成 15 年と比べ 48.1% 増加しています。

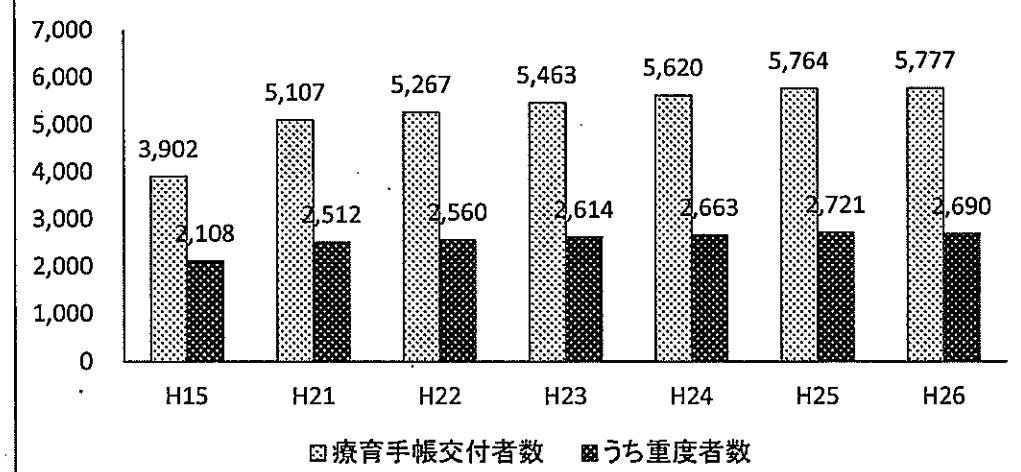
精神障害者保健福祉手帳交付者数は 6,041 人で、平成 15 年度比べ、121.9% 増加しています。

#### 身体障害者手帳所持者数の推移



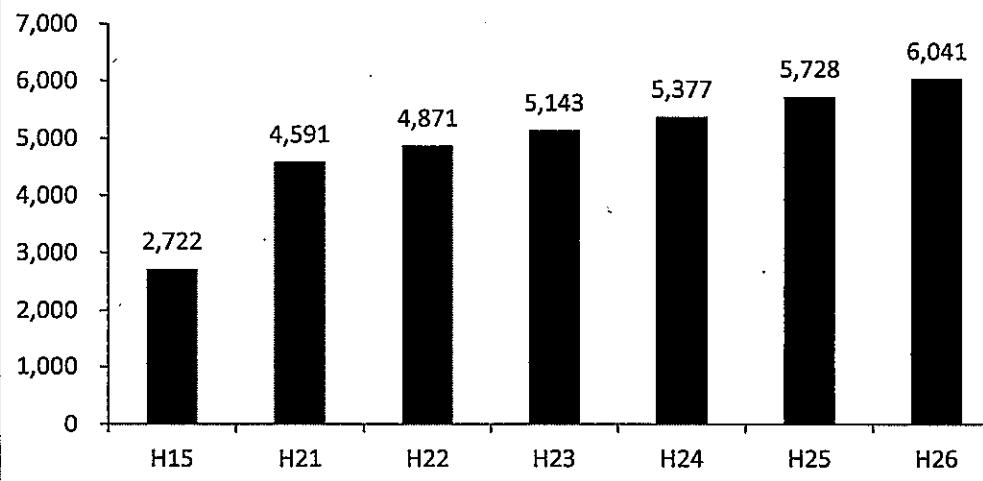
(資料：山梨県障害福祉課)

#### 療育手帳交付者数の推移



(資料：山梨県障害福祉課)

### 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



(資料：山梨県障害福祉課)

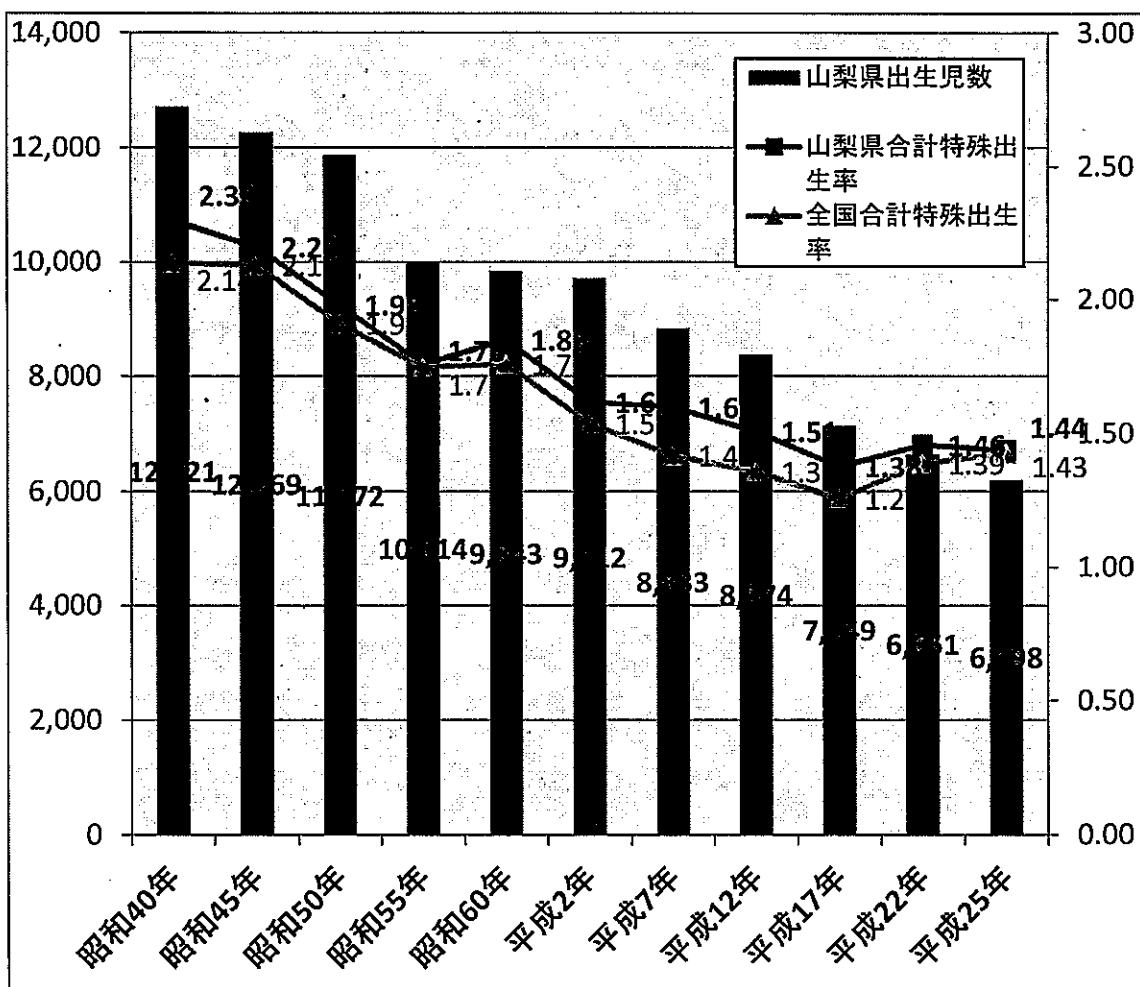
### 3 子ども・子育ての状況

#### (1) 出生数及び合計特殊出生率の状況

本県の出生数（1年間に生まれる子どもの数）は、平成17年に7,149人と大きく減少した後も減少傾向が続き、平成25年には6,198人となっています。

また、本県の合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子供の数に相当する）は、平成21年に1.31まで落ち込んだ後、平成22年から上昇したものの、平成25年は1.44となってています。

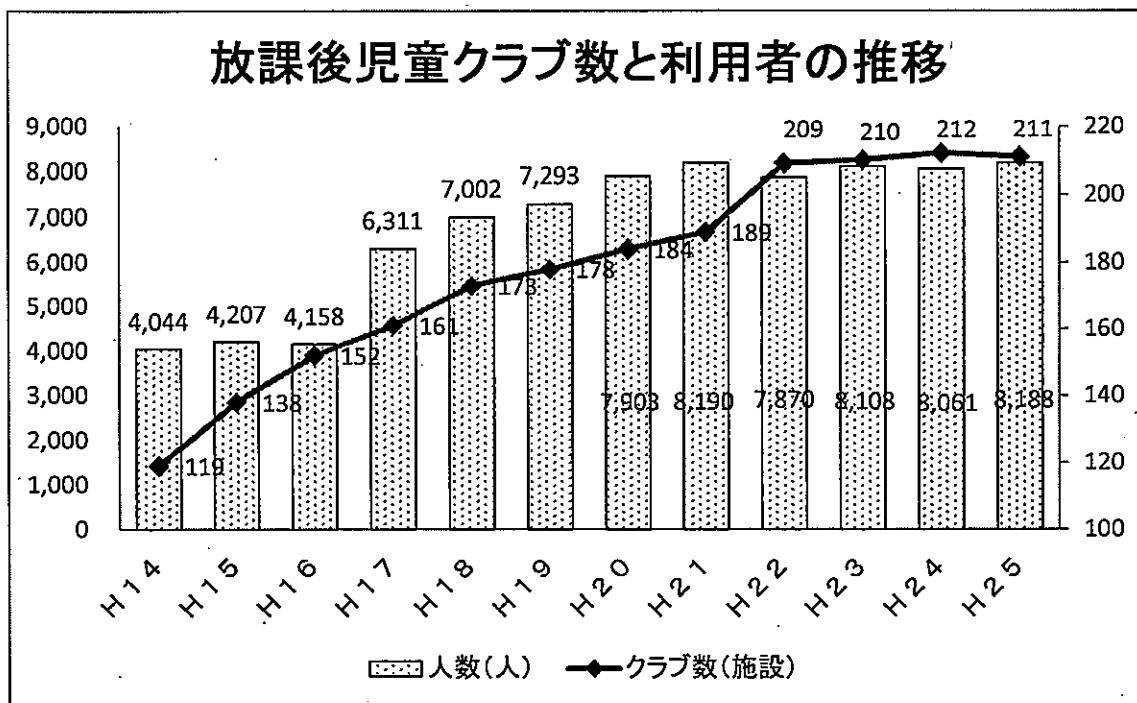
出生数と合計特殊出生率の推移（山梨県）



（資料：山梨県子育て支援課）

## (2) 放課後児童クラブ等の状況

放課後の児童に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る放課後児童クラブは、平成14年度以降、クラブ数及び利用人数とも増加し、平成25年度にはクラブ数211人、利用者数8,188人となっています。

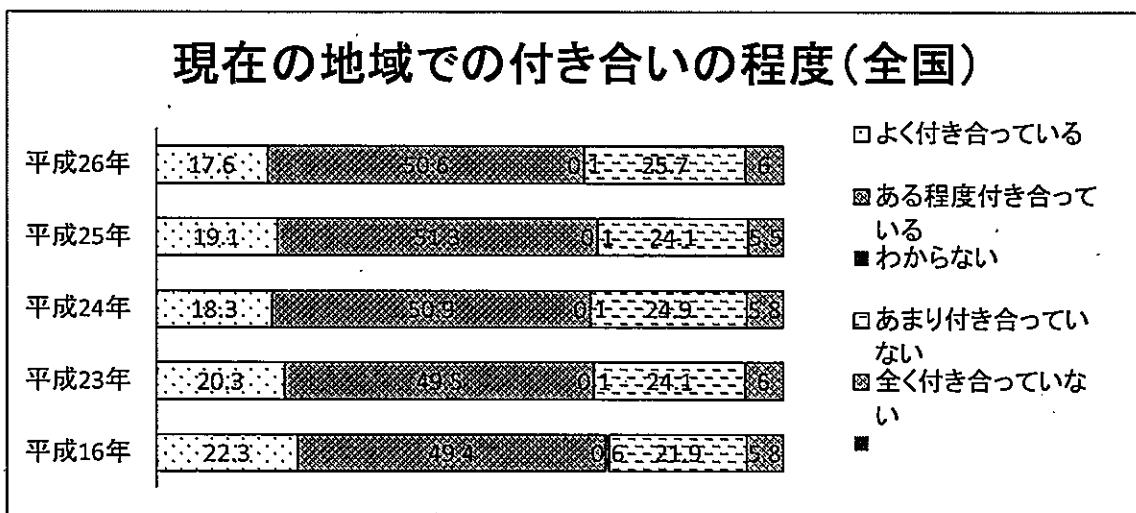


(資料：山梨県子育て支援課)

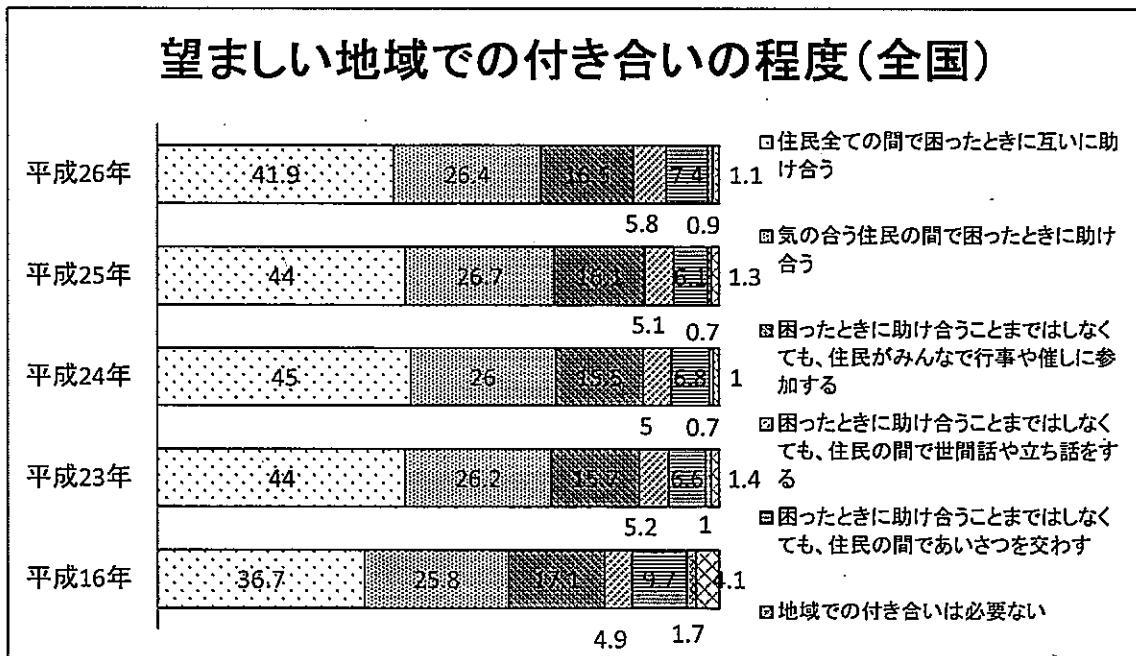
## 4 地域のつながりの希薄化

社会・経済環境の変化、核家族化や価値観の多様化に伴い、地域のつながりが希薄化しています。

一方、内閣府による地域での付き合いに関する意識調査によると、「困ったときには助け合う」のが望ましい付き合いと回答する人が7割近くを占め、地域への関心は、以前として高い割合となっています。



出所：内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成26年1月調査)



出所：内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成26年1月調査)

## 第3章 基本目標及び施策の展開

### 1 計画の目標

#### 住民参加で助け合う私たちの地域社会づくり

誰しもが住み慣れた地域で生活し、また、個人がそれぞれ尊重され、安全・安心に充実した生活を送れるような地域社会が望まれています。

このためには、一人ひとりの様々なニーズに応じた福祉サービスの充実やネットワークづくりが求められています。

また、地域の相互扶助機能が弱体化する中、東日本大震災などの災害により地域のつながりの重要性が再認識されています。

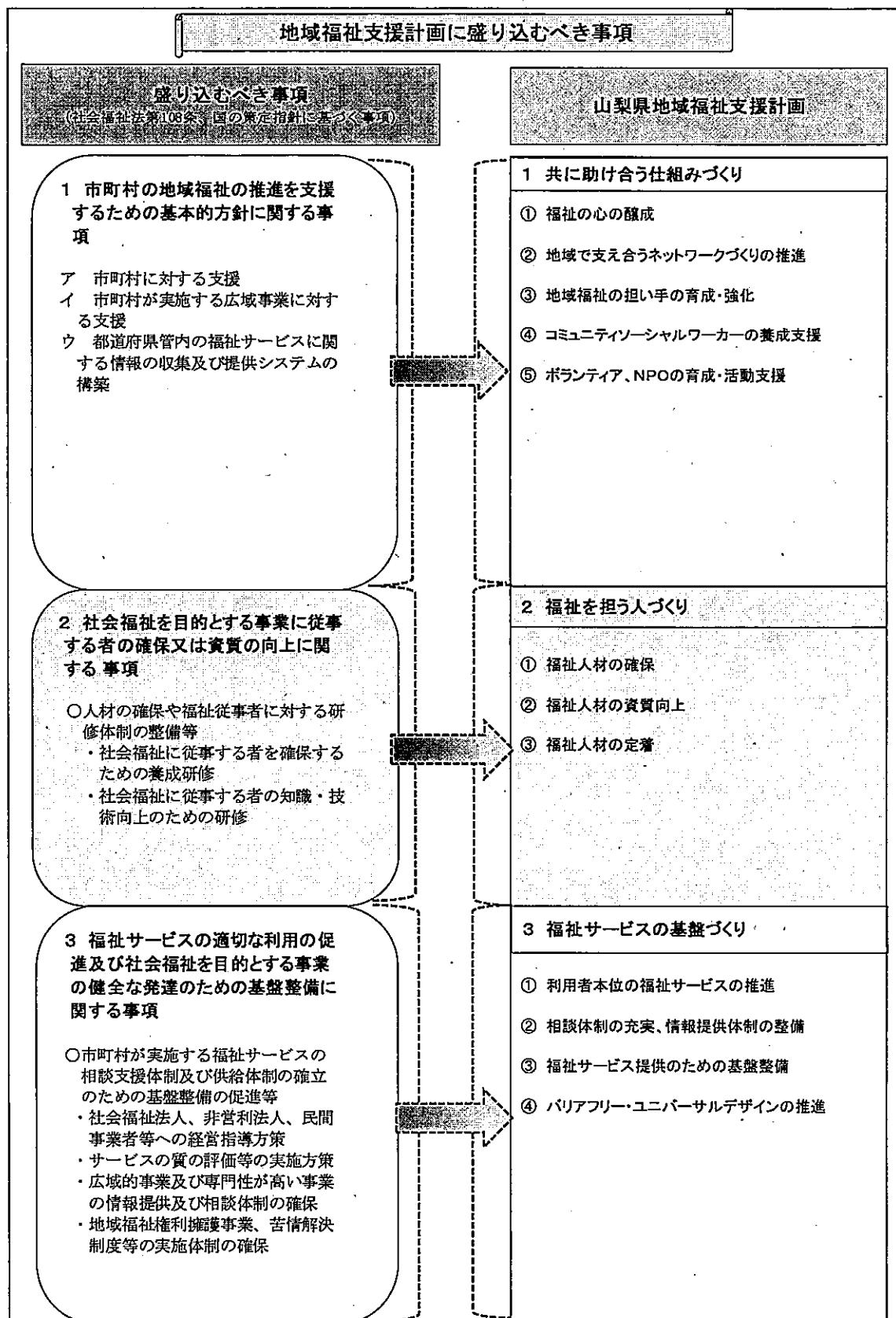
さらに、行政だけでは解決できない地域の課題に対して、自ら地域の一員として、地域社会の特性と活用し、課題を解決していく取組みが必要となってきます。

このようなことから、地域住民が主体性を持ち地域の特性を生かしながら、地域住民が相互に見守り共に助け合う、住みよい安心な地域社会づくりを目標とします。

### 2 施策の展開

この計画が示す「住民参加で助け合う私たちの地域社会」を実現するため、次の3つの視点から施策を取り組みます。

- 共に助け合う仕組みづくり
- 福祉を担う人づくり
- 福祉サービスの基盤づくり



## 山梨県地域福祉支援計画の施策体系図

第1	共に助け合う仕組みづくり	1 福祉の心の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の普及・啓発</li> <li>② 福祉教育の推進、福祉活動への参加促進</li> </ul>				
		2 地域で支え合うネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域における連帯意識の向上</li> <li>② 地域住民の交流促進(活動拠点の充実)</li> <li>③ 地域で支え合う仕組みづくり</li> <li>④ 子育て支援体制の充実</li> <li>⑤ 見守り活動の推進</li> <li>⑥ 身近な居場所づくりの支援</li> <li>⑦ 生活困窮者やホームレス等への支援</li> <li>⑧ 自殺対策の推進</li> <li>⑨ 高齢者・障害者・児童等の安全確保体制の構築</li> <li>⑩ 地域防災体制の強化</li> </ul>				
		3 地域福祉の担い手の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 民生委員・児童委員活動の強化</li> <li>② 社会福祉協議会職員等の資質向上</li> </ul>				
		4 コミュニティソーシャルワーカーの養成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉推進のキーパーソン(コミュニティソーシャルワーカー)の育成</li> <li>② 地域における福祉センター等の養成支援</li> </ul>				
		5 ボランティア、NPOの育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民が参加しやすい環境づくり</li> <li>② 活動促進のための環境づくり</li> <li>③ 高齢者の力を活かした社会参加活動の推進</li> </ul>				
		福社を担う人づくり	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">1 福祉人材の確保</td> <td style="width: 85%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 潜在的有資格者等の参入促進</li> <li>② 養成施設校生徒への支援</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">2 福祉人材の資質向上</td><td style="width: 85%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護業務従事者等への専門研修の実施</li> <li>② キャリア形成のための支援</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">3 福祉人材の定着</td><td style="width: 85%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職場環境改善のための支援</li> <li>② 長期従事者への表彰の実施</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	1 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 潜在的有資格者等の参入促進</li> <li>② 養成施設校生徒への支援</li> </ul>	2 福祉人材の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護業務従事者等への専門研修の実施</li> <li>② キャリア形成のための支援</li> </ul>
1 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 潜在的有資格者等の参入促進</li> <li>② 養成施設校生徒への支援</li> </ul>						
2 福祉人材の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護業務従事者等への専門研修の実施</li> <li>② キャリア形成のための支援</li> </ul>						
3 福祉人材の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職場環境改善のための支援</li> <li>② 長期従事者への表彰の実施</li> </ul>						
第2	福祉サービスの基盤づくり	1 利用者本位の福祉サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会参加の促進</li> <li>② 権利擁護事業等の推進、成年後見制度の活用促進</li> <li>③ 生活福祉資金貸付制度等の活用</li> <li>④ 福祉サービスの適正利用への支援</li> </ul>				
		2 相談体制の充実、情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談・支援機関の機能強化と連携</li> <li>② 行政や事業者による情報提供の促進</li> <li>③ 高齢者・障害者・児童の虐待、DV防止対策の推進</li> <li>④ 個人情報の適切な取扱いの推進</li> </ul>				
		3 福祉サービス提供のための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉・介護、保健、医療の連携</li> <li>② 地域生活のための環境づくり(総合的な体制づくり)</li> </ul>				
		4 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 心のバリアフリーの推進</li> <li>② ユニバーサルデザインの推進</li> </ul>				

## 第4章 施策の方向

### 第1 共に助け合う仕組みづくり

地域が抱える様々な課題や福祉ニーズは、地域に生活する人々が、自ら把握し、解決を図っていくことが最も効果的です。このため、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らすことのできる社会の実現には「共助」（地域住民の相互扶助、民間団体等による扶助）を強化していくことが重要です。

そのために、まず、福祉の心の醸成を図るとともに、地域住民の交流促進や地域での支え合いを進め、誰もが安全・安心に暮らせるよう地域で支えるネットワークづくりを進めます。

また、地域福祉の推進には、地域に暮らすすべての人々が、地域福祉に対する理解を深め、公的サービスだけでは対応できない地域の多様なニーズに対応できる担い手になれるような「人づくり」が必要です。

地域福祉の担い手となるコミュニティソーシャルワーカーの育成に努めるとともに、地域住民による地域福祉活動を活発化するため、ボランティア・NPOの育成・活動支援を行います。

#### 1 福祉の心の醸成

##### 1) 現状と課題

核家族化や価値観の多様化に伴い、互いを思いやり、支え合う福祉の心が育ちにくくなっています。地域福祉を推進していくためには、福祉への理解と関心を高め、福祉の心をはぐくんでいくことが重要です。

そのためには、あらゆる機会を活用した広報・啓発活動を行うとともに、幼少期から高齢期に至るまで生涯を通じて、幅広い福祉教育・学習の機会を提供し、地域福祉に対する住民の意識の醸成が必要です。

##### 2) 施策の方向

###### ① 地域福祉の普及・啓発

- 社会福祉活動への理解・関心を促すため、社会福祉関係者が一堂に会する山梨県社会福祉大会を開催し、社会福祉の向上を図ります。

- 共同募金や歳末たすけあい募金を実施し、その寄付金を社会福祉事業者等へ配分することにより、地域福祉の推進を図ります。
  - 高齢者を敬い百歳の長寿を祝福するため、県民を代表して知事から褒状を贈呈し、敬老思想の高揚を図ります。
- ② 福祉教育の推進、福祉活動への参加促進
- 小中学校の教育課程に福祉教育を位置付け、総合的な学習の時間や特別活動など学校での福祉教育が実践されるよう推進します。
  - 小学校3年生以上の児童と地域の高齢者との手紙による交流を行うことにより、福祉の心を育てます。
  - 高等学校における福祉教育の充実を図るため、福祉教育実施状況調査を実施し、工夫改善に努めます。また、授業をベースにキャリア教育推進支援事業などを活用し、福祉の心を育てる教育を推進します。
  - 学校間交流、地域交流や居住地校交流を実施し、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の経験を深め社会性を身に付けさせるとともに、交流する人々の障害者への理解の増進を図ります。

## 2 地域で支え合うネットワークづくりの推進

### 1) 現状と課題

高齢化の進展や核家族化により、地域社会のつながりが希薄化し、地域の相互扶助機能の低下が懸念されています。

また、ひとり暮らしの高齢者等が増加するなか、孤立死・孤独死や自殺が社会問題となっています。

さらに、東日本大震災の教訓から、災害時における要援護者への支援体制や地域の防犯体制の構築が求められています。

このような状況のなか、地域の課題を住民自らが認識、解決し、誰もが住み慣れた地域において、その人らしく安心して充実した生活が送れるよう、互いに支え合う仕組みづくりが必要となっています。

また、高齢者等が地域社会から孤立しないよう地域全体で見守ることや近年増大している生活困窮者については、地域社会の一員として、地域とのつなが

りのなかで、社会的な自立を図っていく必要があります。

さらには、誰もが住み慣れた地域で安全に、安心して暮らすためには、見守り活動や防犯活動を実践していくことや災害などの緊急時に備えて、要援護者の情報をあらかじめ共有し、適切な支援ができる体制づくりが急務となっています。

## 2) 施策の方向

### ① 地域における連帯意識の向上

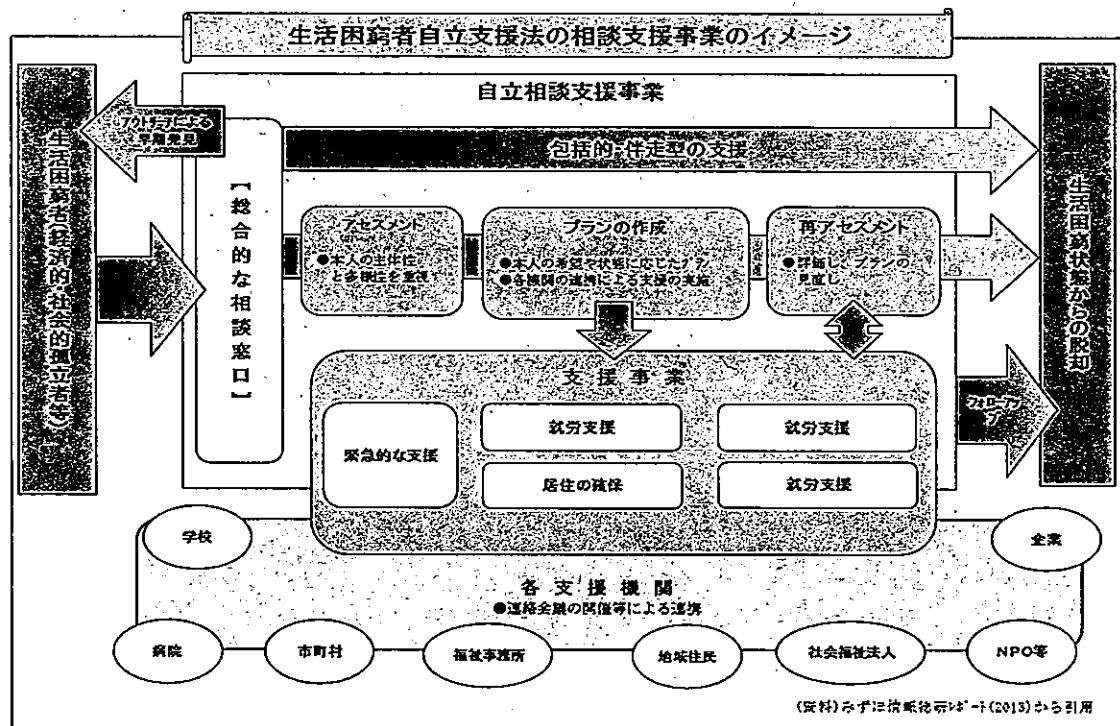
- 地域生活の課題を住民自ら解決するため、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域住民と福祉関係者によるネットワーク化を図り、関係者が一体となった生活課題の解決のための体制づくりを進めます。
- 高齢者等の消費者トラブルを防止するため、市町村や関係機関等と連携し、地域の見守りを行う消費者団体、町内会、福祉関係者等に対する消費者教育・啓発活動を実施し、高齢者等を地域で見守るネットワークの構築を図ります。

### ② 地域住民の交流促進（活動拠点の充実）

- 地域の人と人のつながりを醸成するため、地域の老人福祉施設等を拠点に、入所及び在宅の高齢者と子供、地域住民（組織）等の世代間交流を行い、地域住民の相互扶助による健康で暮らしやすい地域の創設を図ります。
- 社会福祉協議会がコーディネートや支援する「ふれあいサロン」活動を推進し、高齢者が地域でいきいきと暮らすことができる環境を整えます。
- 高齢者を中心に各世代が集ういきいき山梨ねんりんピックを開催し、相互理解を深めるとともに、高齢者の社会活動への参加の促進を図ります。
- 高齢社会における生きがいづくり、健康づくりを進めるため、重要な役割を担う老人クラブの活動に対して助成します。
- 企業などで働く障害のある人たちが、就業後や休日に集まって交流し、仕事や生活面などの相談ができる交流拠点の設置を促進します。
- 子育て中の親子の交流の場や子育て関連情報の提供、育児不安解消のための相談指導などを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。

### ③ 地域で支え合う仕組みづくり

- 地域療育コーディネーターが中心となり、地域において障害児者が適切なサービスを利用できるよう、関係機関との調整を行うとともに、地域住民への啓発やボランティア育成の講習などを行います。
  - セミナー等を通して、地域の社会的課題をビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネスの担い手となる人材の育成を図り、コミュニティビジネスを促進します。
  - 生活困窮者に就労支援その他の自立に関する相談等を実施するとともに、住居を確保するための給付金を支給し、生活困窮者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援します。
  - 高齢者等の消費者トラブルを防止するため、市町村や関係機関等と連携し、地域の見守りを行う消費者団体、町内会、福祉関係者等に対する消費者教育・啓発活動を実施し、高齢者等を地域で見守るネットワークの構築を図ります。【再掲】
  - 地域生活の課題を住民自ら解決するため、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域住民と福祉関係者によるネットワーク化を図り、関係者が一体となった生活課題の解決のための体制づくりを進めます。【再掲】

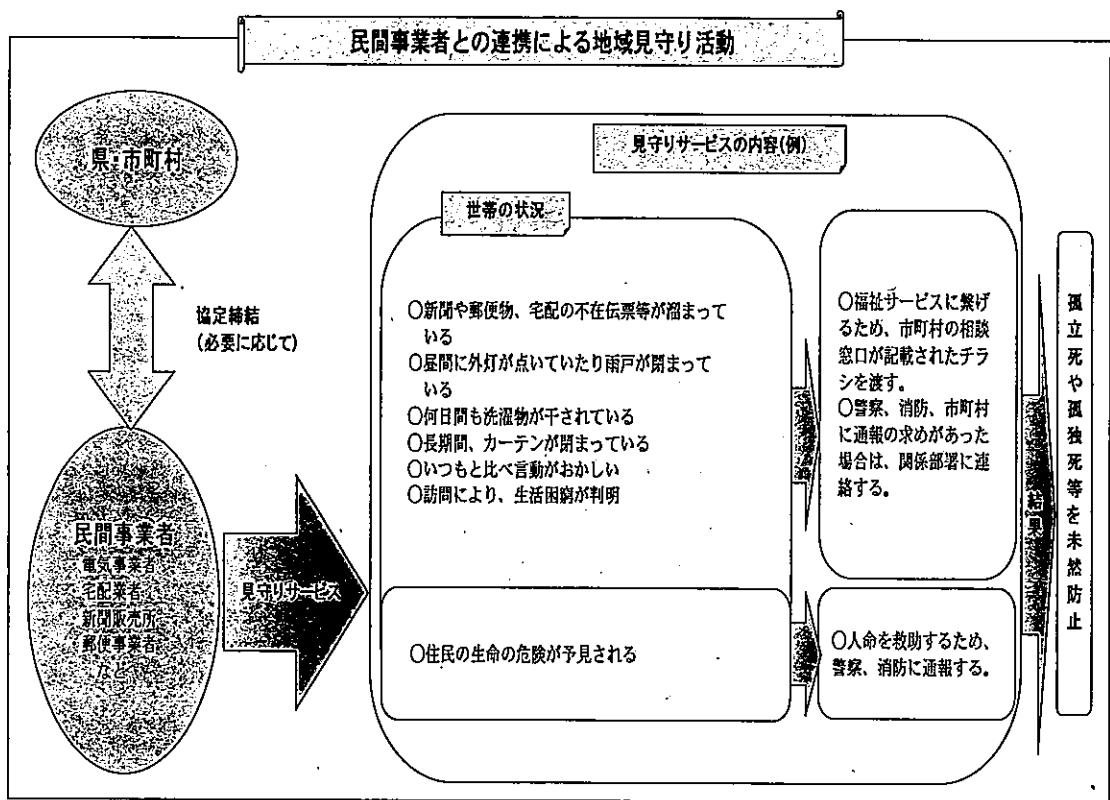


#### ④ 子育て支援体制の充実

- 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動を調整するファミリー・サポート・センター事業を行い、子育て支援体制の充実を図ります。
- 放課後の児童に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの整備を促進します。
- 子育て中の親子の交流の場や子育て関連情報の提供、育児不安解消のための相談指導などを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。【再掲】

#### ⑤ 見守り活動の推進

- 地域の一人暮らしの高齢者等に対して、身近な民生委員・児童委員による見守り活動を推進します。
- 民間事業者と連携を図り、生活困窮や病気になった人を行政の適切な支援に繋げ、孤立死・孤独死等の未然防止に努めます。
- 認知症高齢者等が外出したまま行方不明になることを防ぐため、各市町村における高齢者徘徊・見守りSOSネットワークの設置への支援など、市町村と連携して地域における認知症高齢者見守り体制の構築を図ります。
- 高齢者等の消費者トラブルを防止するため、市町村や関係機関等と連携し、地域の見守りを行う消費者団体、町内会、福祉関係者等に対する消費者教育・啓発活動を実施し、高齢者等を地域で見守るネットワークの構築を図ります。【再掲】



## ⑥ 身近な居場所づくりの支援

- 低所得者に対する利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人に対する助成などにより、介護保険サービスに係る低所得者等の利用者負担額の軽減等を図ります。
- 社会福祉協議会がコーディネートや支援する「ふれあいサロン」活動を推進し、高齢者が地域でいきいきと暮らすことができる環境を整えます。【再掲】

## ⑦ 生活困窮者やホームレス等への支援

- 市町村や関係機関との連携による相談体制の整備や情報発信、人材育成の強化等により、ひきこもりの解消に努めます。
- 生活困窮者に就労支援その他の自立に関する相談等を実施するとともに、住居を確保するための給付金を支給し、生活困窮者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援します。【再掲】

## ⑧ 自殺対策の推進

- 自殺防止のための意識啓発や心の健康づくり、相談体制の強化、自殺防止を支援する人材育成、自殺未遂者・自死遺族支援などを行うことにより、自殺防止を図ります。

## ⑨ 高齢者・障害者・児童等の安全確保体制の構築

- 大人も子供もお互いに「声かけ」や「あいさつ」を励行する「声かけ、あいさつ運動」を推進し、地域社会の連帯感を深め、思いやりの心を醸成するともに、豊かな人間関係を育む明るく住みよい社会づくりを進めます。
- 消費者被害を防止するため、テレビスポットや情報誌等による情報提供や、高齢者や若者などさまざまな世代を対象とした講座・研修を行い、消費生活に関する知識の普及啓発を図ります。
- 高齢者にわかりやすく、心に響く振り込め詐欺等の被害防止対策を推進するため、地域で開催される各種会合や高齢者宅の訪問等による注意喚起、自治体の防災無線等を活用した広報啓発活動を進めます。
- 小中学校や学童保育等において防犯教室（不審者対応訓練）を行い、不審者に遭遇した場合の対処方法について学び、児童・生徒の安全確保意識を高めます。
- 子供や女性の犯罪被害を防ぐため、「ふじ君安心メール」を利用して地域住民に情報提供を行い、安全確保を図ります。
- 地域の犯罪の未然防犯のため、防犯パトロールや通学時の見守り等の活動を行う団体への支援を行い、拡充を図ります。
- 行政機関等と連携し、自主防犯ボランティア団体の活動拠点となる地域安全ステーションの設置や青色防犯パトロールカーの増車等の支援を行い、地域における自主防犯活動の定着、活性化を図ります。
- 自主防犯ボランティアやスクールサポーター等と協働して、児童の通学路安全点検を行うとともに、安全確保のため改善を行うことにより、通学路の安全確保を図ります。
- 高齢者等の消費者トラブルを防止するため、市町村や関係機関等と連携し、地域の見守りを行う消費者団体、町内会、福祉関係者等に対する消費者教

育・啓発活動を実施し、高齢者等を地域で見守るネットワークの構築を図ります。【再掲】

- 認知症高齢者等が外出したまま行方不明になることを防ぐため、各市町村における高齢者徘徊・見守りSOSネットワークの設置への支援など、市町村と連携して地域における認知症高齢者見守り体制の構築を図ります。【再掲】

#### ⑩ 地域防災体制の強化

- 行政とボランティア団体や住民が協働して災害時の対応ができるよう災害時要援護者支援ネットワークの構築を促進します。
- 災害時要援護者名簿（台帳）を活用することにより、地域住民に身近な民生委員・児童委員が、災害時要援護者の支援を行うことができる体制の整備を進めます。
- 地域で暮らす要援護者と地域住民、行政機関や関係団体等が連携し、避難誘導・福祉避難所設置訓練を行い、災害時要援護者支援対策の推進を図ります。
- 災害ボランティアセンターが行うボランティアの受け入れや派遣が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンター設置運営研修会や災害ボランティア育成研修会を行い、災害ボランティアセンターの機能強化の推進や防災意識の向上を図ります。

### 3 地域福祉の担い手の育成・強化

#### 1) 現状と課題

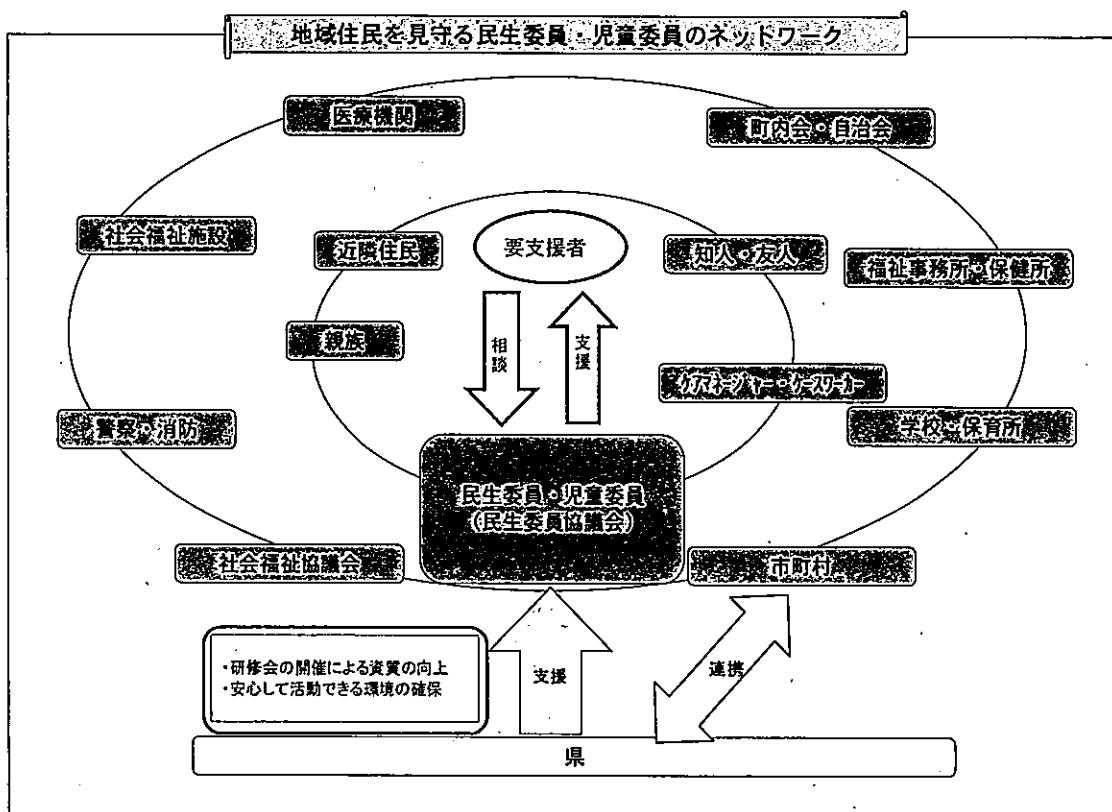
一人暮らし高齢者の増加や価値観の多様化に伴い、地域のつながりが希薄化するなか、地域が抱える課題が複雑化、多様化しています。

これらの課題に対応するためには、地域住民にとって身近な存在である民生委員・児童委員や、地域福祉の推進を図る社会福祉協議会職員の資質向上とともに活動強化が必要となります。

## 2) 施策の方向

### ① 民生委員・児童委員活動の強化

- 多様化する諸課題への適切な対応や情報提供が行えるよう、民生委員・児童委員研修を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上を図ります。
- 民生委員・児童委員活動保険への加入により、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境を確保します。



### ② 社会福祉協議会職員等の資質向上

- 市町村社会福祉協議会職員が平常時のみならず災害時のコーディネート力や支援活動の企画力・実践力を身につけるための研修会を実施し、市町村ボランティアセンターの機能向上を図るとともに、横断的な活動を促進します。
- 実践事例などを基にした事例検討会などを開催し、地域住民主体の新たなボランティア活動の企画や実践や災害時の円滑な支援活動ができる人材の

養成を図ります。

#### 4 コミュニティソーシャルワーカーの養成支援

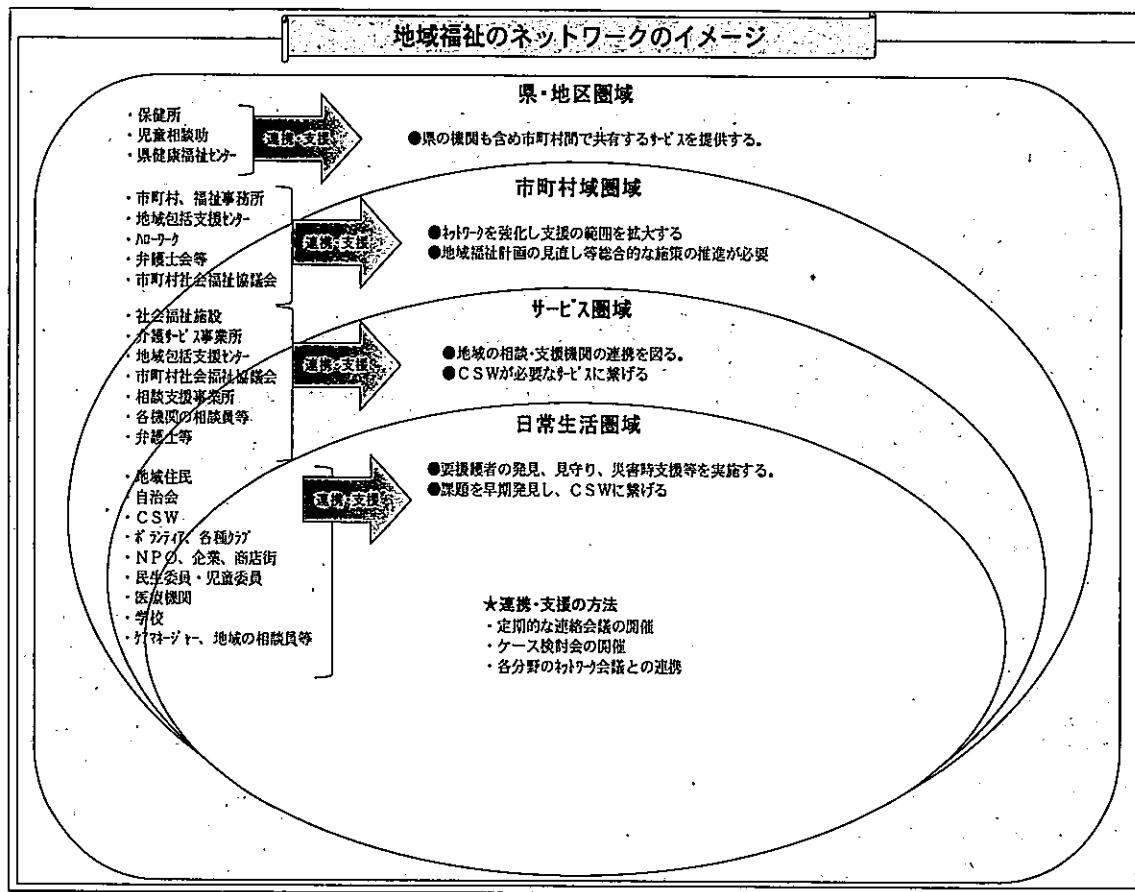
##### 1) 現状と課題

地域が抱える諸課題は複雑化、多様化しており、「自助」（個人や家族による自助努力）や「公助」（公的な制度としての福祉等のサービス提供）だけでは対応できないニーズもあります。

これら「自助」や「公助」だけでは対応できないニーズに対処していくため、「共助」（地域住民の相互扶助、民間団体等による扶助）のリーダー的役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（地域の課題に対して、住民と共に自主的に解決する仕組みをつくる人）や福祉サポーター等の育成と活動できる体制づくりが必要となってきています。

##### 2) 施策の方向

- ① 地域福祉推進のキーパーソン（コミュニティソーシャルワーカー）の育成
  - 地域福祉活動の中核を担う市町村社会福祉協議会職員らに対するワークショップを実施し、地域の課題を解決するリーダー（コミュニティソーシャルワーカー）の育成や専門性の向上を図ります。
  - コミュニティソーシャルワーカーが中心となった地域住民と福祉関係者のネットワーク化を図り、関係者が一体となって地域の課題の解決が図れる体制づくりを進めます。【再掲】



## 数値目標

《指標》 コミュニティソーシャルワーカー養成研修(小地域生活課題解決業研修)受講者数(累計)



## ② 地域における福祉センター等の養成支援

- 認知症を正しく理解し認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症センターーやその講師役であるキャラバンメイトを養成し、認知症高齢者やその家族の支援を進めます。
- 実践事例などを基にした事例検討会などを開催し、地域住民主体の新たなボランティア活動の企画や実践、災害時の円滑な支援活動ができる人材の養成を図ります。【再掲】

## 5 ボランティア、NPOの育成・活動支援

### 1) 現状と課題

少子高齢化の進展などに伴い、地域福祉活動を推進する担い手が不足し、固定化、高齢化が課題となっています。

そのため、住民誰もが地域福祉の担い手となることができる環境づくりや活動を促進することが必要となっています。

### 2) 施策の方向

#### ① 住民が参加しやすい環境づくり

- ポータルサイト「やまなしNPO情報ネット」の運営やボランティア・NPOボード等を通して、NPO等の団体や活動内容の情報発信を行い、ボランティア・NPO活動への参加や連携の強化、情報の共有化を促進します。
- 関係機関・団体と連携しながら、ボランティア・NPO活動に関する相談や講座の開催などにより、ボランティア・NPO活動の充実を図ります。
- 県民誰もが生涯を通してボランティア・NPO活動への参加が図れるよう「ボランティア・NPO活動推進月間」において、積極的に普及啓発に努めます。

#### ② 活動促進のための環境づくり

- ボランティア・NPOの情報交換、交流、行政機関等多様な主体との協働事業の実施により、ボランティア・NPO法人が活動分野や地域の違いを超えたネットワークづくりを推進します。
- 関係機関・団体と連携しながら、ボランティア・NPO活動に関する相談や講座の開催などにより、ボランティア・NPO活動の充実を図ります。【再掲】
- NPO法人の認証等を受けたい者に対して、認証、認定・仮認定が得られるよう、相談や講座の開催などの支援を行います。
- NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体とが協働し、地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援するとともに、これらの協働事業を広く紹介することにより、多様な主体との協働を推進します。

- 民間団体が実施する広域的な保健活動や福祉活動に助成を行うことにより、専門性を持った地域活動を支援します。

### ③ 高齢者の力を活かした社会参加活動の推進

- 長年の経験によって培われた知識や技能等を持つ60歳以上の個人・グループをことぶきマスターとして認定し、地域や施設の行事等で活動してもらう制度を推進します。

## 第2 福祉を担う人づくり

全国平均に比べ早く高齢化が進み、一人ひとりのニーズの多様化が予想される中、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、適切な福祉サービスの提供を受けることが必要となります。

このためには、多様なニーズに対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保するとともに、定着できる環境づくりが必要となります。

このため、養成施設校生徒のみならず、潜在的有資格者の確保を図るとともに、資質向上のための研修等の実施やキャリアパス研修を実施していきます。

### 1 福祉人材の確保

#### 1) 現状と課題

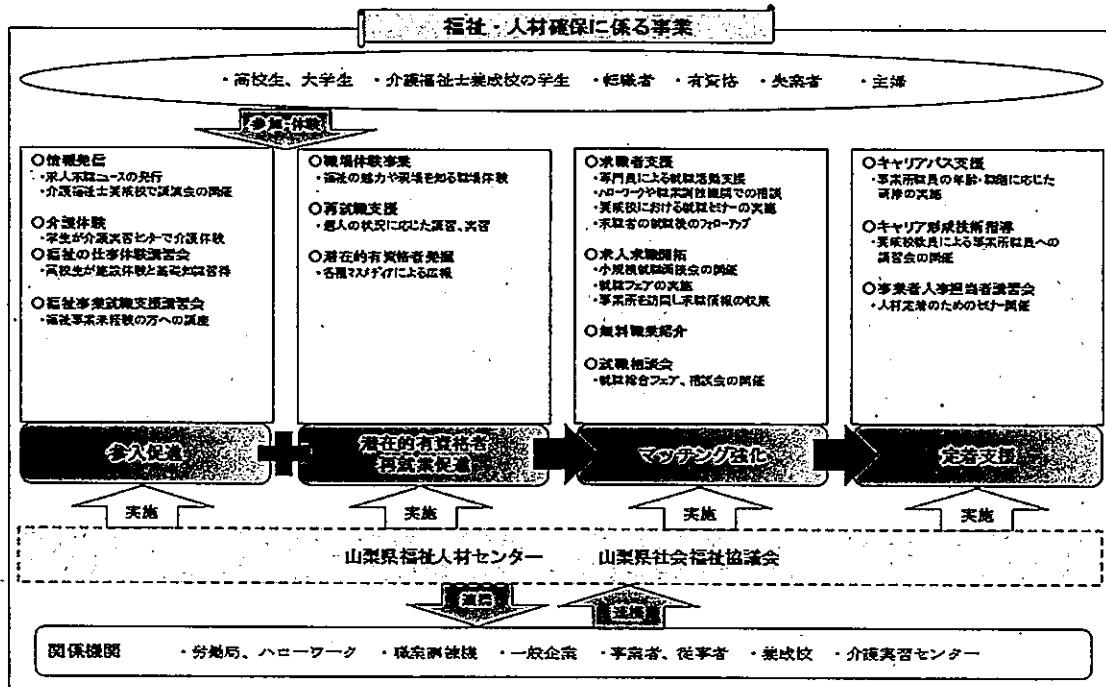
これまで、山梨県社会福祉協議会や山梨県福祉人材センターにおいて、人材の確保のための各種事業を実施してきましたが、依然として福祉・介護人材が不足している状況となっています。

今後、後期高齢者人口の大幅な増加が予測され、地域において充実した生活を送るためには、福祉サービス提供の担い手である福祉・介護人材の確保が急務となっています。

#### 2) 施策の方向

##### ① 潜在的有資格者等の参入促進

- 質の高い福祉・介護人材の安定的な確保を図るため、福祉人材センターを活用し、潜在的有資格者の掘り起こしや職場体験や研修の実施により再就労を支援します。



數值目標

『指標』 福祉人材センターのあっせんによる就職人数

現況値（H23～25 年度平均値）

### 目標値（H31年度）

82人／年

115人／年

## ② 養成施設校生徒への支援

- 高校生等に福祉の仕事への理解を進めるため、職場体験等を行う「福祉の仕事セミナー」等の開催により、将来に向けた人材確保を図ります。
  - 社会福祉士又は介護福祉士の養成施設に在学する者で将来県内において介護福祉士等として業務に従事する者に対して、介護福祉士等修学資金を貸与し、介護福祉士等の養成・確保を図ります。

數值目標

## 《指標》社会福祉士及び介護福祉士の登録者数

### 現況値（H25年度末）

### 目標値（H31 年度末）

9. 127人

9.996人

## 2 福祉人材の資質向上

### 1) 現状と課題

山梨県においても、認知症高齢者や高齢障害者の増加が予測されるため、多様なニーズに対応できる質の高い福祉・介護人材の確保が必要となってきます。

また、介護業務従事者に対しても、より高度な専門的な技術の習得が求められています。

### 2) 施策の方向

#### ① 介護業務従事者等への専門研修の実施

○ 介護の実践的な知識の修得、技術の向上や適切なケアマネジメントの実現を図るため、介護予防実務者や介護業務従事者、介護支援専門員等を対象とした体系的な研修の実施を進めます。

#### ② キャリア形成のための支援

○ 初任者・現任者・指導監督者等の職階に合わせた研修を実施し、キャリア形成を支援します。

### 数値目標

#### 《指標》社会福祉事業従事者研修の受講者数



## 3 福祉人材の定着

### 1) 現状と課題

介護従事者の離職率は他の職種と比べて高くなっています。

これは、社会福祉施設の取組不足や、仕事に対して目標や希望を持つための仕組みの不足が考えられます。

このため、目標が持てる、働きやすい職場とすることが求められています。

## 2) 施策の方向

### ① 職場環境の改善のための支援

- 社会福祉施設の管理者や人事担当者に対して、定着を図るための人材育成の進め方等についての研修を実施し、職場定着を促進します。

### ② 長期従事者への表彰の実施

- 社会福祉事業に永年従事し、本県福祉の発展に功績のあった者を表彰し、感謝の意を表することにより、社会福祉事業従事者の意欲や熱意の向上を進めます。

### 第3 福祉サービスの基盤づくり

本人やその家族だけでは対応できない問題を抱えている人々は、地域社会とつながりがなければ、必要な支援を受けることができず、一層深刻な状況に陥る恐れがあります。

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域の中で適切な福祉サービスを利用できる環境を整えていくことが必要となります。

そのため、相談体制の充実、情報提供体制の整備を進め、利用者の視点に立った福祉サービス提供のための基盤整備を推進します。

また、地域での生活を推進させるため、福祉、医療等の連携を推進します。

#### 1 利用者本位の福祉サービスの推進

##### 1) 現状と課題

誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、自らの意思による、自分に合った福祉サービスを選択できることが必要です。

このため、利用者の立場に立った福祉サービスの提供体制を整備することが求められています。

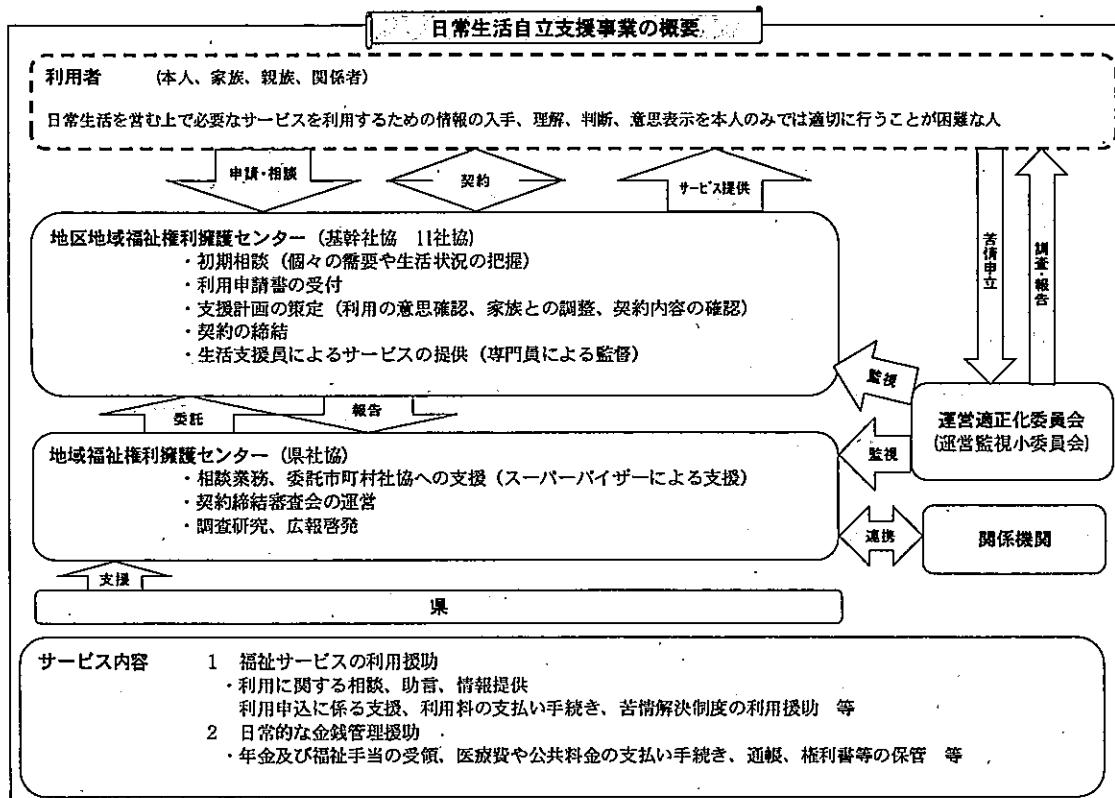
##### 2) 施策の方向

###### ① 社会参加の促進

- 視覚障害や知的・精神障害により、単独で移動が困難な方の外出支援を進めるため、同行援護や行動援護の従事者の養成・派遣を促進します。
- 障害のある人を対象とした文化・スポーツ活動などの支援を行うことで社会参加活動を促進します。

###### ② 権利擁護事業等の推進、成年後見制度の活用促進

- 判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送るため、日常的な金銭管理や介護サービスなどのサービスの利用、見守りなどの援助等を行う日常生活自立支援事業の啓発を行い、利用の促進を図ります。



- 介護現場における権利擁護の取組を支援するため、施設内の指導的立場の者や看護職員を対象に権利擁護に向けた実践的手法の研修会を開催することにより、人材の養成を推進します。
- 高齢者の権利擁護に資するため、県立大学と協働した研修等を行うことにより、市民後見人の養成を進めます。

### ③ 生活福祉資金貸付制度等の活用

- 低所得者や高齢者、障害者が一時的に必要とする資金を貸し付ける生活福祉資金貸付事業を行うことにより、在宅福祉の向上や社会参加の促進を図ります。
- 雇用と住居を喪失した者の生活の場の確保を図るため、住居手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を進めます。
- ひとり親家庭や寡婦に必要な資金を貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付事業を行うことにより、日常生活や就労等の自立支援を図ります。

#### ④ 福祉サービスの適正利用への支援

- 福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するため、運営適正化委員会による苦情解決のための助言、相談、調査、あっせん等の事業を行い、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用を支援します。
- 利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう、社会福祉法人・施設に対する指導・監査を行い、施設サービスの充実を図ります。
- 福祉サービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択のため、提供する福祉サービスの質を第三者の専門機関が評価する福祉サービス第三者評価事業の啓発を行い、社会福祉法人の受審の促進を図ります。

#### 数値目標

《指標》 福祉サービス第三者評価事業受審施設率



#### 2 相談体制の充実、情報提供体制の整備

##### 1) 現状と課題

住民の抱える課題は複雑化、多様化しています。誰もがいつでも気軽に相談でき、的確な解決が図れるよう、身近な相談窓口の整備や相談機関の連携を密にした相談体制の確立が必要とされています。

また、一人ひとりにあった適切な選択や利用の判断の材料となる情報の提供は不可欠となっています。

##### 2) 施策の方向

###### ① 相談・支援機関の機能強化と連携

- 認知症の人やその家族を支援するため、認知症コールセンターの設置、認知症高齢者を介護する家族等の交流会、認知症に関する知識を深める研修会等を開催し、相談体制の充実に努めます。
- 消費者トラブルを未然に防ぐため、研修等により消費生活相談員の資質向上を図るとともに、市町村における消費生活相談体制の強化を促進します。

- 障害のある人の地域生活移行を推進する担い手となる相談支援専門員の資質向上を図るため、相談支援事業従事者への研修を充実していきます。
- 県民からのさまざまな相談に迅速、適切に対応するため、相談業務にあたる各種行政機関や団体により県民相談相互支援ネットワークを構築し、相互の緊密な連絡体制の確立と連携強化を図ります。

### ② 行政や事業者による情報提供の促進

- 利用者が安心して適切なサービスを選択できるよう、社会福祉法人の財務諸表等の情報公開や利用サービス情報の提供を促進します。
- 医療を必要とする者が適切に医療機関情報を入手できるよう、医療機関情報をインターネット上で提供します。
- 県民からのさまざまな相談に迅速、適切に対応するため、県民相談相互支援ネットワーク加盟団体の業務内容や相談体制の積極的な広報・啓発により、相談窓口の周知を図ります。【一部再掲】
- 消費者被害を防止するため、テレビスポットや情報誌等による情報提供や、高齢者や若者などさまざまな世代を対象とした講座・研修を行い、消費生活に関する知識の普及啓発を図ります。【再掲】
- 子供や女性の犯罪被害を防ぐため、「ふじ君安心メール」を利用して地域住民に情報提供を行い、安全確保を図ります。【再掲】

### ③ 高齢者・障害者・児童の虐待、DV防止対策の推進

- 市町村が行う高齢者虐待防止対応を支援するため、専門職を派遣し、相談の調整を推進します。
- 障害のある人への虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的な役割を担うものを養成することにより、虐待防止を推進します。
- 児童虐待の予防、早期発見・早期対応等のために、児童相談所、市町村や警察等の相談・支援体制の充実、連携を図るとともに、虐待防止の啓発を進めます。
- 配偶者等からの暴力防止や被害者保護のため、県民の理解を深め、相談員等の資質向上を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターや女性相談所で行

う相談、一時保護、自立支援等の取り組みを推進し、一時保護された人などが地域で自立し定着するための支援を進めます。

#### ④ 個人情報の適切な取扱いの推進

- 民生委員が活用する個人情報の適切な管理及び提供について、民生委員研修等において理解を深めるとともに、活動に必要な情報の市町村との共有について促進します。

### 3 福祉サービス提供のための基盤整備

#### 1) 現状と課題

福祉サービス利用者一人ひとりが必要とするサービスは複合化しており、福祉サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりのニーズに適切に対応できる仕組みや体制づくりが求められています。

そのため、福祉・介護、保健、医療などの役割分担や連携を密にした、総合的なサービス提供ができる仕組みが求められています。

#### 2) 施策の方向

##### ① 福祉・介護、保健、医療の連携

- 平成25年度に策定した「地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携指針」について、各種検討会等を通して周知し、高齢者の医療施設・在宅間の円滑な移行と在宅生活の支援につなげます。
- 在宅医療推進のため、多職種人材の育成研修会や医療と介護の連携に向けた連絡会議等の開催を進めます。
- 病気や障害のある方が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送ることができるよう、質の高い看護ケアの提供と多職種連携により重症化を防ぎ、自立を促進するため、訪問看護ステーションの機能強化を図ります。

##### ② 地域生活のための環境づくり（総合的な体制づくり）

- 健康長寿の一層の維持・向上等を図るため、関係団体や有識者、市町村等で構成する協議会を開催し、地域リハビリテーションの体制づくりなどの検

討を進めます。

- 認知症対策を総合的、効果的に推進するため、住民が主体となって取り組むことができる予防プログラムの普及や、市町村が行う認知症初期集中支援チームの設置促進など、早期診断・対応体制等の医療・介護サービスの整備に向けて取り組みます。
- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域ケア会議等の活用について、課題解決に取り組む市町村に対してアドバイザーを派遣するなど、市町村の個別の取り組みへの支援を進めます。
- 地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進するため、生活支援の担い手の養成、関係者のネットワーク化及びニーズとサービスのマッチングなどの役割を担う「生活支援コーディネーター」の養成を行い、設置主体となる市町村を支援します。
- 精神障害のある人が地域社会の一員として生活するために、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を更に進めるとともに、障害のある人が障害のある人を支援するピアソポーターの活動を支援することにより、精神障害のある人の地域生活へ踏み出す機会を創出していくます。
- 障害のある人が地域において自立した生活を送る体制を整備するため、障害保健福祉圏域ごとに設置した圏域マネージャーを中心に、市町村・関係機関と連携して相談支援体制の整備や課題解決を図っていきます。

#### 4 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

##### 1) 現状と課題

年齢、性別、国籍や障害の有無に係わらず、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を行うためには、安心して暮らすことのできる環境の整備が必要です。

そのためには、地域住民誰もが暮らしやすいバリア（障壁）を取り除いた社会の整備や、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが求められています。

##### 2) 施策の方向

###### ① 心のバリアフリーの推進

- 障害を理由とする差別の解消や社会的障壁を取り除くために合理的な配慮等を行うことにより、障害の有無に関わらず、お互いに尊重し安心して暮らせる共生社会の実現を図ります。

## ② ユニバーサルデザインの推進

- ユニバーサルデザインに関するセミナーやフォーラムなどの啓発イベントの開催等を通して、年齢、国籍、身体的な状況などを問わず、すべての人々が人格と個性を尊重され、快適で安全に暮らせるよう、まちづくりやものづくり、サービスなどにあらかじめ配慮するユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図ります。
- 視覚障害や聴覚障害のある人などの意思疎通を支援するため、点訳・音訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の養成、派遣を推進します。

## 第5章 推進体制

この計画がめざす「住民参加で助け合う私たちの地域社会づくり」は、県や市町村だけではなく、高齢者や障害をもつ人も含めた地域住民、福祉・介護関係機関、事業者などが、自助、共助、公助の考え方のもと、それぞれの役割を分担しながら協働し、地域で相互の支え合う機能を発揮することによって実現されるものです。

### 《地域住民の役割》

地域福祉の推進には地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠です。福祉サービスの利用者としてだけでなく、地域の福祉活動の担い手としての認識を持ち、また、地域を構成する一員として地域課題の解決を図っていくことやボランティア活動に参加することが期待されています。

### 《民生委員・児童委員の役割》

民生委員・児童委員は、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされており、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

また、災害時要援護者の把握や災害時の支援の役割も期待されています。

### 《社会福祉協議会の役割》

社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、地域の福祉活動の中核的組織となっています。

市町村社会福祉協議会は、地域に密着した活動の充実を図るとともに、地域住民や市町村、関係機関との協働による地域における福祉サービスのコーディネーターとしての役割が期待されています。

県社会福祉協議会は全県を包括する組織として、県や市町村社会福祉協議会、関係機関との連携のもと、広域的・専門的な事業を展開しています。今後、福祉人材の確保・養成、新たな福祉課題に対する対応などの役割を果たすことが期待されています。

### 《社会福祉法人の役割》

社会福祉法人は、児童、障害者、高齢者まで幅広い社会福祉の専門機能を有しています。地域における福祉サービスの拠点として、利用者本位の質の高いサービスに取り組むとともに、専門技術や人的資源を地域において活用し、これまで以上に地域福祉の担い手となることが期待されています。

### 《市町村の役割》

市町村は、地域住民に最も身近な行政主体です。

「地域福祉計画」を策定し、また、地域住民の福祉に対するニーズを的確に把握し、地域住民や関係機関・団体との連携・協働により地域の特性を踏まえたサービスの提供や環境づくりの推進が期待されています。

### 《県の役割》

県は、市町村の「地域福祉計画」の策定を促し、広域的な観点から市町村を支援します。

さらに、福祉人材の確保・養成や福祉サービスの適切な利用の促進、基盤整備を進める役割を担います。

## 第6章 山梨県地域福祉支援計画目標値一覧

掲載場所	項目	項目の内容	今回計画		目標値設定の考え方
			現況値 (H25末)	目標値 (H31末)	
第1-4	コミュニティソーシャルワーカー養成研修（小地域生活課題解決事業研修）受講者	県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会職員を対象に、地域のなかで社会福祉を実践する人材（コミュニティソーシャルワーカー）の資質と専門的力量の向上、地域住民とのネットワーク化を図るための研修の受講者数（累計）	54人	225人	市町村社会福祉協議会職員（管理職員、ホームヘルパー、施設職員を除く）450人（H25年度末）のうち、5割の職員を受講させる。
第2-1	福祉人材センターのあっせんによる就職人数	福祉人材センターに求職の登録をした人のうち、あっせんにより就職した人数	82人／年	115人／年	H37に必要となる介護人材はH24の1.4倍であるため、H23～25の3年間の平均就職者数（82人）の1.4倍の人数を毎年就職させる。
第2-1	社会福祉士及び介護福祉士の登録者数	社会福祉士及び介護福祉士の試験に合格し、公益財団法人社会福祉振興・試験センター（厚生労働大臣の指定登録機関）に、社会福祉士、介護福祉士としての登録を受けた人数（累計）	9,127人	9,996人	H37に必要となる介護人材はH24の1.4倍であるため、H31においてはH24（8,330人）の1.2倍とする。
第2-2	社会福祉事業従事者研修の受講者数	社会福祉に関わる業務に従事する者を対象に、キャリア形成を図るための現任者研修の受講者数（累計）	4,585人	5,155人	H37に必要となる介護人材はH24の1.4倍であるため、H31においてはH24（4,296人）の1.2倍の人数を受講させる。
第3-1	福祉サービス第三者評価事業受審施設率	サービスの質の向上や利用者の福祉サービスの選択に資するため、事業者の提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業受審施設の割合	2.6%	3.6%	H21からH26の社会福祉施設の増加割合に基づき、H31の社会福祉施設を1,973施設と見込み（H26、1,746施設の1.13倍）、30施設のうち1施設以上を受審させる。

## 第7章 参考資料

### 1 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）抜粋

#### （地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### （市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### （都道府県地域福祉支援計画）

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

## 2 市町村地域福祉計画策定のガイドライン（平成15年4月）（抜粋）

### ◎はじめに

21世紀を迎え、深刻な経済不況、急速なIT化、少子高齢社会の到来など、大きく変容する社会構造により、従来の伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は低下し、高齢者、障害者、児童など、社会的支援を要する人々にとっては、より一層暮らしにくい状況となっている。

このような中で、市町村を中心とする福祉行政の役割は、極めて重要であり、加えて地域住民の自主的な助けあい・支えあい活動の意義も益々大きくなりつつある。

これから社会福祉の目的は、限られた一定範囲の保護・救済にとどまらず、住民全体を対象として、誰もが人間としての尊厳を持って、不安のない明るい生活を送ることのできる社会の実現である。

このため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、社会福祉の共通基盤制度について「社会福祉基礎構造改革」として見直しが行われることとなり、

- 1) 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築
- 2) サービスの質の向上
- 3) 社会福祉事業の充実・活性化
- 4) 地域福祉の推進

の4つの柱が掲げられた。

このうち「地域福祉の推進」を具体化するため、平成12年の社会福祉法の改正によって「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして位置づけられ（第1条及び第4条）、平成15年度から、市町村において「地域福祉計画」を策定することが明文化された（第107条）。

本ガイドラインは、市町村の地域福祉計画の策定が円滑に進むよう、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定指針の在り方について」（平成14年1月28日付け、社会保障審議会福祉部会報告）等を参考に、計画策定上の留意点、策定手順等を示したものである。

### I 地域福祉計画とは

社会福祉法第4条では、『地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。』とされている。

つまり、「地域福祉の推進」は、地域住民、社会福祉事業者、ボランティアやNPO法人、行政が連携し一体となって、子どもから高齢者までの誰もが、性別や障害の有無などにかかわらず、同じ地域社会の一員として、互いに認めあい、安心してその人らしく自立した生活を送ることができ、かつ、

自分の意志で様々な社会活動に参加できるような環境づくりを進める、ということである。そして最終的には、「共に生きる社会づくり＝ソーシャル・インクルージョン」の実現を目指すものである。

地域福祉計画とは、市町村が地域福祉を総合的、計画的に推進するための指針であるとともに、その理念や目標を達成するための、具体的手段を示したものである。

## II 地域福祉計画策定上の留意点

### 1 総合性

社会福祉法第107条によると、

- 1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

の3点を、一体的に定めることとされている。地域福祉計画は、市町村の福祉行政全体の施策の方向性や共通理念を示しながら、個別分野の施策を補完する（隙間を埋めていく）総合的な計画でなければならない。

### 2 住民参加

同じく社会福祉法第107条で、「あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる・・・（以下略）」とされている。

地域福祉計画の策定には、住民参加のプロセスが必要不可欠である。自らが関わることによって、多くの住民が地域福祉の推進、福祉のまちづくりの担い手として、積極的かつ主体的に活動する動機づけになると考えられる。

### 3 社会福祉協議会との連携

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられている。また、従来からボランティア活動や福祉教育の推進、他の民間団体や行政とのネットワークづくりなど、幅広い活動を行ってきた。

地域福祉計画の策定に当たっては、各市町村社会福祉協議会が取り組みを進めている「地域福祉活動計画」との内容の共有や、相互支援を盛り込むなど、密接な連携及び調整を行い、両計画の整合性を十分に図ることが必要である。

### 4 圈域の設定

地域の福祉課題に対してきめ細かく対応するために、人口や地理的条件、交通などの諸要件、いわゆる日常生活圏を一単位とする「地域福祉圏域」の設定が考えられる。

基本的には、従来組織である自治会、小学校区、中学校区などが考えられるが、必ずしもこれらを遵守する必要はない。圏域の設定は、地域の特性、住民の取り組み状況、提供される福祉サービスの内容などの諸条件によって、柔軟にとり行われることが望ましい。

例えば、場合によっては効率的な事業の実施を考慮した、複数の市町村による広域的な圏域の設定もあり得る。

## 5 計画の策定時期及び期間

地域福祉計画に係る社会福祉法の規定（第107条）は、平成15年4月1日から施行されるものであることから、準備体制の整った市町村から、できるだけ速やかに策定作業に向けた取り組みに着手することが望ましい。

また、計画期間については、各地域の実情に応じて設定されるべきであるが、他の計画との調整等も鑑み、概ね5年を目安とし、必要に応じて中間年等で見直すという形式が最も一般的である。

## 6 他の計画との関係

### 1) 市町村の基本計画・基本構想

地域福祉計画は、地方自治法第2条4項に規定された市町村の基本構想・基本計画を踏まえて、地域福祉推進の理念や方針を述べたものであり、かつその具体化のための様々な施策を一体的に定めたものである。

### 2) 既存の福祉関係3計画

前にも述べたとおり、地域福祉計画は、総合性を有することが大前提である。従って、既存の福祉関係3計画（高齢者・障害者・児童）等と内容的に重なり合う部分が当然出てくる。この際、個別計画における数値目標達成などといった具体的な施策は、基本的に尊重するものとし、各計画に共通する理念によって、分野横断的な福祉課題への取り組みを進めいくために、各計画の全部または一部を包含するような形で地域福祉計画を策定し、より一層の連携ときめ細かな調整を図ろうとするものである。

なお、個別計画が未策定の市町村は、地域福祉計画の策定に併せて、連携を図りつつ策定することが望まれる。

### 3) 保健・医療分野の計画

地域福祉の推進に当たっては、保健・医療分野との密接な連携は不可欠である。このため地域福祉計画は、保健・医療分野の計画とも十分な調整が必要である。

### 4) その他の関連分野の計画

誰もが、身近な地域の中で安心して生活できる地域づくり、そのためには、福祉、保健・医療に加え、それらに関連する分野も含めた幅広い観点に立った取り組みが求められてくる。教育、雇用、住宅、交通、人権、防災など、考えられる全ての関連分野との連携・調整も必要である。

## 7 県の支援施策について

市町村が地域福祉を推進するため、県では従来から様々な施策を実施しているので、地域福祉計画の策定に当たって参考にしていただきたい。

また、今後県が地域福祉支援計画を策定していく過程で、市町村が地域福祉を推進するための更なる支援策についても検討を行い、必要に応じて県の支援計画の中に位置づけていく予定である。

## III 地域福祉計画の策定手順

### 1 策定体制の整備

#### 1) 庁内体制

地域福祉計画は、個別の福祉施策を総合的に推進するための計画であるが、保健・医療、教育、まちづくりなど、広範な関連分野との連携・調整が必要となるので、策定作業に当たっては、部局を横断したプロジェクトチームや連絡会議の設置、関係所属へのヒアリングの実施など、庁内一体となった体制づくりに努めることが大事である。

#### 2) 社会福祉協議会の参画

先に述べたとおり、計画づくりのポイントの一つに社協との連携がある。社協サイドの「地域福祉活動計画」との整合性などの点も鑑み、構想段階から社協の参画について検討し、共同事務局の設置や庁内プロジェクトへの参加など、積極的な協力が得られるよう働きかけることが望ましい。

#### 3) 計画策定委員会の設置

地域住民、学識経験者、福祉、保健・医療の関係者等で構成される「地域福祉計画策定委員会」（仮称）等を組織し、計画策定に当たっての決定機関とする。

なおその際、委員の公募や審議内容の公開、パブリックコメントの実施など、地域住民の主体的参加を促進するための、運営上の工夫や配慮を忘れてはならない。

### 2 地域住民への働きかけ（福祉課題の把握）

計画を策定する際に欠かせないのが、地域の実態や福祉ニーズを正確につかむことである。それには、地域住民の主体的参加が極めて重要である。

このため、次に掲げるような手法による地域住民への働きかけにより、住民の生の声を吸い上げることが必要となってくる。

- 1) 住民説明会や公聴会の開催
- 2) シンポジウム・セミナーの開催
- 3) アンケート（ヒアリング）調査の実施
- 4) 市（町・村）政モニター制度の活用
- 5) 電子メールによる意見集約

### 3 策定作業（例）

策定体制が整い、地域における課題も明らかになったところで、いよいよ策定作業に入ることとなる。地域福祉計画は、「結果よりもプロセスが大事」とも言われている。これがベスト、というお手本は存在しない。各市町村の個性を生かし、かつ地域の声が十分に反映されて計画策定が行われていれば、どのようなやり方であっても良い。

以下、計画策定の一例を参考までに提示する。

#### 1) 計画の基本理念・基本目標の明確化

計画策定の背景や基本理念、基本目標などを明らかにする。

#### 2) 計画の役割・位置づけ

各市町村の基本構想や基本計画、既存の各種計画などを踏まえたものとする。

#### 3) 計画期間の設定

関連する他の計画との整合性を考慮して設定する。

#### 4) 計画圏域の設定

既存の圏域が基本となるが、地域の現状に応じた設定で構わない。

#### 5) 目標の設定

各種調査などにより明確となった課題を解決するための、施策の推進（達成）目標を設定する。

#### 6) 具体的施策の提示

目標達成のための具体的施策について検討し、提示する。

#### 7) 計画推進のための体制の整備

計画実施段階での協力体制や、実施状況の把握等の役割分担を明らかにする。また、計画中間年等、一定期間後に必要に応じて見直しを行うことも考慮し、評価の手法や組織についても十分に検討する。

#### 8) 計画の公表

計画策定後、その内容を速やかに公表するとともに、県に提出する。

### 3 計画策定経過

- 平成 26 年 7 月 24 日 山梨県地域福祉支援計画策定のための部内関係課説明会
- 平成 26 年 8 月 28 日 山梨県社会福祉審議会  
山梨県地域福祉支援計画の策定について
- 平成 26 年 9 月 2 日 第 1 回山梨県地域福祉支援計画策定庁内連絡会議  
山梨県地域福祉支援計画の策定について
- 平成 26 年 11 月 18 日 山梨県地域福祉支援計画策定庁内連絡会議作業部会  
山梨県地域福祉支援計画（原案）について
- 平成 26 年 12 月 25 日 山梨県地域福祉支援計画策定庁内連絡会議  
山梨県地域福祉支援計画（素案）について
- 平成 27 年 1 月 21 日 山梨県社会福祉審議会  
山梨県地域福祉支援計画（素案）について

## 4 山梨県地域福祉支援計画策定の体制

**審議体制**

**山梨県社会福祉審議会**

- 県議会議員 1名
- 社会福祉事業従事者 9名
- 学識経験者 35名
- 公募委員 3名
- 計48名

※ 総会にて審議する。

**庁内連絡会議**

- 福祉保健部次長(民生)  
企画課長
  - 県民生活・男女参画課長  
消費生活安全課長
  - 消費生活安全課長  
財政課長
  - 福祉保健総務課長  
監査指導室長
  - 長寿社会課長  
子育て支援課長
  - 子育て福祉課長  
医務課長
  - 健康増進課  
成長産業創造課
  - 義務教育課  
高校教育課
  - 新しい学校づくり推進室  
社会教育課
  - 警察本部生活安全企画課  
警察本部少年・女性安全対策課
  - 警察本部少年・女性安全対策課長  
福社保健総務課
- 計20名

**検討体制**

**作業部会**

- 福祉保健総務課 総括課長補佐  
担当課(室)長補佐又はリーダー  
企画課 指導室  
○ 県民生活・男女参画課 消費生活安全課  
○ 財政課  
○ 監査指導室  
○ 長寿社会課  
○ 子育て支援課  
○ 障害福祉課  
○ 医務課  
○ 健康増進課  
○ 成長産業創造課  
○ 義務教育課  
○ 高校教育課  
○ 新しい学校づくり推進室  
○ 社会教育課  
○ 警察本部生活安全企画課  
○ 警察本部少年・女性安全対策課  
○ 福社保健総務課
- 計21名

## 5 山梨県社会福祉審議会委員名簿

(平成26年8月28日現在) 【五十音順 敬称略】

No.	氏名	役職名等
1	芦澤 敏久	県社会福祉協議会 会長
2	天野 達也	県リハビリテーション病院・施設協議会 副会長
3	池田 政子	県立大学 名誉教授
4	石合 千年	県障害者福祉協会 副理事長 県身体障害者連合福祉会 会長
5	石井 貴志	県老人福祉施設協議会 会長
6	一瀬 秀文	県歯科医師会 副会長
7	今井 立史	県医師会 会長
8	小田切 則雄	県きずな会 会長
9	小野 早苗	認知症の人と家族の会山梨県支部 世話人
10	河西 敏郎	県議会議員 教育厚生委員長
11	川村 文彦	(株) テレビ山梨 常務取締役
12	功刀 融	県病院協会 会長
13	小林 修	県老人クラブ連合会 副会長
14	作田 誠一郎	山梨学院短期大学 講師
15	佐野 寿満子	甲府市立里垣小学校 校長
16	沢登 京子	公募委員
17	塩崎 洋子	公募委員
18	清水 健	山梨日日新聞社 論説委員
19	志村 史哉	県保育協議会 副会長
20	志村 祐二	中央市立豊富小学校 校長
21	鈴木 孝子	県愛育連合会 会長
22	驚見 よしみ	県介護支援専門員協会 会長
23	田草川 憲男	県栄養士会 会長
24	田中 ちえ	県肢体不自由児者父母の会 甲府市障害児者父母の会 監事
25	茅野 臣恵	北杜市福祉部長(公立保育所担当部長)
26	出井 寛	中央市立玉穂生涯学習館 館長
27	手塚 司朗	県医師会 副会長 県警察医会 副会長
28	戸田 知	県民生委員児童委員協議会 会長
29	中込 博文	県市長会 副会長(南アルプス市長)
30	畠山 和男	県立あけぼの医療福祉センター 副所長
31	濱田 健作	公募委員
32	平林 弘光(委員長職務代理)	県スポーツ少年団 副本部長
33	藤巻 秀子	県看護協会 会長
34	古屋 義博	山梨大学 教育人間科学部 准教授
35	前島 茂松	県社会福祉法人経営者協議会 会長
36	増山 敬祐	日本耳鼻咽喉科学会 県地方部会 会長
37	三井 久美子	県PTA親子安全会 会長 県PTA扶助会 会長
38	宮下 仁	県立富士北稜高等学校 校長
39	望月 敏子	県母子寡婦福祉連合会 副会長
40	山縣 然太朗	山梨大学大学院(医学工学総合研究部) 教授
41	八巻 佐知子	弁護士(八巻法律事務所)
42	山口 勝弘(委員長)	山梨英和大学 人間文化学部 教授
43	山口 哲	県眼科医会 副会長
44	山角 駿	県精神科病院協会 会長
45	横山 宏	県老人保健施設協議会 会長
46	吉村 孝博	県保育所保護者連合会 顧問
47	代長 一雄	県社会福祉法人経営者協議会 副会長
48	渡邊 凱保	県町村会 会長(富士河口湖町長)